

事業名	結婚新生活支援事業補助金						
事業主体	角田市						

対象者	☒ 個人(持ち家)		☒ 個人(賃貸)		☐ 事業者	
対象工事	☒ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☒ 購入	
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☒ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け ☐ その他

概要	結婚に伴う経済的負担を軽減するため、婚姻時における年齢が夫婦とも39歳以下の新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（住宅の取得費用、新居の家賃、引越し費用等）を補助するもの。
補助対象要件	【補助対象要件】 次の1から7の要件を全て満たす世帯であること 1. 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出した世帯 2. 夫婦ともに婚姻日における年齢が満39歳以下の世帯 3. 次のうちいずれかを夫婦双方が受講または実施すること。 ①ライフデザイン支援講座の受講 ②プレコンセプションケアに関する講座の受講 ③医療機関への妊娠・出産に関する相談 ④共家事・子育て講座 （男性の家事・育児計画のための講座を含む。）の受講 ※①・②・④の講座動画の視聴方法について、まちづくり推進課窓口にて視聴URLが、記載された文章を配布いたします。 4. 夫婦ともに市税の滞納がない世帯 5. 3年以上、角田市に定住する意思を確認できる世帯 6. 住宅取得など、公的制度による補助金の交付を受けていないこと 7. 夫婦いずれもこの補助金の交付を受けたことがないこと 【対象費用】 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った次の経費 ㊦新居の購入費 ㊧新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料 ㊨引っ越し業者や運送業者に支払った引っ越し費用
補助金額等	【補助の金額】 ㊦～㊨を合わせて1世帯最大30万 ・世帯取得500万円未満・・・最大30万円 ・世帯取得500万円以上・・・最大20万円 ※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額を世帯所得から控除
補助申請期間	令和8年3月31日まで
その他	角田市のホームページに情報を掲載しております。ご活用をお考えの方は事前にお問い合わせください。

ホームページ	https://www.city.kakuda.lg.jp/soshiki/4/443.html
お問合せ先	角田市総務部まちづくり推進課 0224-63-2112

事業名	水洗便所等改造資金融資あっせん制度
事業主体	角田市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	水洗便所の普及促進、環境衛生の向上を目的に、水洗便所の改造及びこれに伴う排水設備工事の資金を、市が指定する金融機関から無利子で借りられるようあっせんするもの
補助対象要件	・公共下水道等の処理区域内において、水洗便所への改造等、排水設備工事を行う住宅の所有者（所有者の同意を得た占有者を含む）であること ・下水道供用開始後、くみ取便所については3年以内、浄化槽については6ヶ月以内に下水道施設へ接続すること ・市税及び公共下水道等の分担金を滞納していないこと ・所得金額が800万円以下であること ・融資額の償還能力があること ・確実な連帯保証人があること（債務保証が得られる場合は、この限りではない）
補助金額等	排水設備工事費に係る融資資金額（1戸につき50万円限度）の利子を市が直接金融機関へ補給します
補助申請期間	下水道供用開始後、くみ取便所を水洗便所に改造する場合は3年以内、浄化槽からの切り替えの場合は6ヶ月以内
その他	角田市のホームページに「水洗トイレへの改造資金融資のあっせん」を掲載しています。ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。
ホームページ	https://www.city.kakuda.lg.jp/soshiki/18/44.html
お問合せ先	角田市上下水道事業所業務係 0224-63-0135

事業名	浄化槽設置整備事業補助金交付制度
事業主体	角田市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☒ その他

概要	生活排水による水質汚濁を防止するため、専用住宅に20人槽以下の合併浄化槽を設置した方へ補助金を交付するもの
補助対象要件	・下水道法第4条第1項に規定する事業計画により定められた区域以外であること ・農業集落排水処理施設等で生活排水の処理を予定している区域以外であること ・浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受け、浄化槽を設置する者 ・専用住宅に20人槽以下の浄化槽を設置する者 ・対象となる住宅が販売・賃貸目的でないこと ・汚水処理未普及解消となる浄化槽を設置する者
補助金額等	5人槽 332,000円 7人槽 414,000円 10人槽 548,000円 11人槽以上 939,000円
補助申請期間	毎年4月1日から翌年3月31日（年度内に事業が完了するもの） ※予算がなくなり次第終了となる場合があります。
その他	角田市のホームページに「浄化槽補助制度について」を掲載しています。ご不明な点がありましたなら、お問い合わせください。
ホームページ	https://www.city.kakuda.lg.jp/soshiki/8/8016.html
お問合せ先	角田市市民福祉部生活環境課生活環境係 0224-63-2118

事業名	スマートエコライフ推進事業補助金交付制度						
事業主体	角田市						

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☒ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	自然エネルギーや省エネルギー関連設備の普及を推進し、地球温暖化の防止と環境意識の高揚を図るため、太陽光発電システム等を設置した方に対して、予算の範囲内で補助金を交付するもの。						
補助対象要件	■対象者 ・角田市内に住所を有し、市税に滞納がない方 ・市内で居住する住宅、または自らが居住する目的で新築する住宅に補助対象機器を設置した方。補助対象機器が設置されている住宅を購入した方。 ・令和8年1月1日から12月31日までに補助対象機器を購入および設置した方。 ■補助対象機器 ・未使用品であるもの [太陽光発電システム] ・電力会社と電力需給契約を結んでいること [定置用蓄電池] ・蓄電池容量が1 kWh以上のもの [高効率給湯器] ・石油給湯器は対象外（エコフィールなど） [LED照明器具] ・蛍光灯からLED照明器具へ取り換えて、購入金額の総額2千円以上から ※新築住宅やLED照明器具設置済み住宅の購入、LEDランプ単体の購入は対象外 [木質バイオマスストーブ（木質ペレット、チップ、薪ストーブ）] ・排気ダクトを備え付けた固定式のもの						
補助金額等	[太陽光発電システム] 1 kW以上2 kW未満 4 万円 2 kW以上3 kW未満 6 万円 3 kW以上4 kW未満 8 万円 4 kW以上10kW未満 10 万円 [定置用蓄電池] 補助対象経費の10分の1（上限10万円） [高効率給湯器] 1 台につき4 万円 [LED照明器具] 補助対象経費の2分の1（上限3万円） [木質バイオマスストーブ（木質ペレット、チップ、薪ストーブ）] 補助対象経費の3分の1（上限10万円）						
補助申請期間	令和8年4月1日(水) ～ 令和9年1月29日(金) ※申請受付期間内であっても、予算額に達した時点で申請の受付を終了いたします。						

その他	角田市のホームページに「スマートエコライフ推進事業補助金」を掲載していますページから手引き及び、申請様式をダウンロードできます。ご不明な点がありましたなら、お問い合わせください。
ホームページ	https://www.city.kakuda.lg.jp/soshiki/8/25216.html
お問合せ先	角田市市民福祉部生活環境課環境対策係 0224-63-2118